

# 第117回 定時株主総会招集ご通知

日時：平成28年12月20日（火曜日）

午前10時

場所：東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階

東京コンベンションホール 大ホール

日本農薬株式会社

(証券コード 4997)

## 目次

---

第117回定時株主総会招集ご通知	1
<b>添付書類</b>	
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金の処分の件	27
第2号議案 取締役11名選任の件	28
第3号議案 監査役2名選任の件	35
第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策)更新の件	39

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番8号  
**日 本 農 薬 株 式 会 社**  
代表取締役社長 友 井 洋 介

## 第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成28年12月19日（月曜日）午後5時25分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年12月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号  
東京スクエアガーデン 5階  
東京コンベンションホール 大ホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第117期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第117期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役11名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年12月19日（月曜日）午後5時25分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年12月19日（月曜日）午後5時25分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。この場合は代理権を証する書面をご提出ください。
  - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nichino.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
    - (1) 事業報告の「Ⅲ. 会社の体制および方針」ならびに「Ⅳ. その他企業集団の現況に関する重要な事項」
    - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
    - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ◎本招集ご通知の添付書類および株主総会参考書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nichino.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年12月19日（月曜日）午後5時25分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ア. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer
  - イ. PDF ファイルブラウザとしてVer.4.0以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの

“Cookie”使用を許可するようにしてください。

- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

# 第117期 事業報告

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、為替の円高への進行が製造業を中心とした企業業績を下押しする傾向がみられるものの、雇用情勢が改善し個人消費が底堅く推移するなど緩やかな回復基調で推移しました。

しかしながら、景気の先行きは中国を始めとするアジア新興国や資源国経済の下振れ懸念に加え英国のEU（欧州連合）離脱を端緒とする金融資本市場の変動の影響などから依然不透明な状況にあります。

農業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展を背景とした農産物需要の増加から農業生産は引き続き伸長するものと考えられます。一方、国内農業におきましては、政府が「日本再興戦略2016」における「官民戦略プロジェクト」の施策の一つとして、攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化を掲げて農業従事者の所得向上の実現を目指していますが、その高齢化や後継者不足の深刻化、耕作放棄地の増加などの構造的課題の解決は進んでいません。なお、政府の規制改革推進会議、未来投資会議などでは、農業生産資材価格引き下げのための施策が検討されており、農業事業への影響を注視する必要があると考えております。

このような状況下、当社グループは自社開発品目の普及拡販や海外事業の拡大を目指しました。当連結会計年度における当社グループの売上高は、海外農薬販売において園芸用殺虫剤「フェニックス」の技術導出先への原体販売が前期で終了したことや、ノウハウ技術料収入の減少などから506億41百万円（前期比62億88百万円減、同11.0%減）となりました。利益面においてもノウハウ技術料収入の減少や為替の円高への進行などから営業利益は44億26百万円（前期比55億25百万円減、同55.5%減）、経常利益は38億64百万円（前期比55億10百万円減、同58.8%減）となりました。さらに、親会社株主に帰属する当期純利益は、「製品回収関連費用」を特別損失として計上したこともあり、10億35百万円（前期比45億90百万円減、同81.6%減）となりました。

次に、各事業セグメント別の概況をご報告申し上げます。

#### (1) 農薬事業

国内農薬販売では、新製品6剤の販売を開始し品目ポートフォリオの拡充を図るとともに、前期より販売を開始した新規殺ダニ剤「ダニコング」を始めとする自社開発品目の普及拡販に努めました。また、農薬原体販売では、適用拡大が進んだ園芸用殺虫剤「コルト」などの売上高が伸長しました。しかしながら、流通在庫圧縮や天候不順の影響などから農業需要が伸び悩み、国内販売全体の売上高は前期を下回りました。

海外農薬販売では、欧州の販売は好調に推移しましたが、病害虫の小発生や天候不順による過年度の在庫調整の影響などから米州ならびにアジアの主要市場であるインド、ベトナムなどの売上高が伸び悩みました。さらに、技術導出先への「フェニックス」原体販売が前期で終了したことや為替の円高への進行な

どから海外販売全体の売上高は前期を下回りました。

また、ノウハウ技術料収入は技術導出先の主要販売地域での害虫の小発生の影響などから同導出先の販売が低迷し、前期を下回りました。

以上の結果、農薬事業の売上高は446億30百万円（前期比65億60百万円減、同12.8%減）となり、営業利益は32億42百万円（前期比57億73百万円減、同64.0%減）となりました。

## (2) 農薬以外の化学品事業

化学品事業では、販売競争の激化などからシロアリ薬剤の販売が伸び悩みました。一方、医薬品事業では、本年4月より佐藤製薬株式会社ならびに株式会社ポーラファルマが販売を開始した外用爪白癬治療薬「ルコナック」の原薬として外用抗真菌剤ルリコナゾールの供給を開始したことなどから売上高が伸びました。

以上の結果、農薬以外の化学品事業の売上高は42億15百万円（前期比2億21百万円増、同5.5%増）となり、営業利益は15億94百万円（前期比3億18百万円増、同24.9%増）となりました。

事業別	売上高	構成比
農薬事業	44,630百万円	88.1%
農薬以外の化学品事業	4,215百万円	8.3%
その他事業	1,795百万円	3.6%

なお、当連結会計年度において当社は、平成28年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」の基本方針に掲げている「事業拡大への取り組み」を着実に推進しました。

具体的には、前中期経営計画期間に事業規模拡大のために出資を行なったインドHyderabad Chemical Pvt.Ltd. (以下、HCL) ならびにブラジルSipcam Nichino Brasil S.A. (以下、SNB) による自社開発品目の普及拡販体制の構築と両社へのオペレーション支援を推進しました。HCLでは昨年12月より「フェニックス」の販売を開始するとともに、水稲用殺菌剤「フジワン」、園芸用殺虫剤「アプロード」の原体製造を開始しました。一方、SNBでは「アプロード」、殺ダニ剤「ダニトロン」の販売を開始するなどシナジーの具現化に一定の成果がみられました。また、当社は平成28年9月30日付で持分法適用会社であるSNBを連結子会社といたしました。

## 2. 研究開発活動

当連結会計年度におきましては、中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」の初年度として、創薬力の継続的強化、PMIの計画的推進、製品ポートフォリオの拡充、日農グループ研究開発体制の整備などを重点課題に挙げ、当社の成長戦略の推進に取り組みました。

### (1) 新規開発品目

日本・インド同時開発を進めている新規水稲用殺虫剤NNI-1501（開発コード番号）については、Hyderabad Chemical Pvt. Ltd.との協働により、平成30年に日本とインドでの登録申請を目指していません。

水稲、園芸、芝などの広範な分野において汎用性殺菌剤として期待できるピラジフルミド（NNF-0721（開発コード番号）、国内商品名「パレード」）は、すでに平成27年11月に国内での登録申請を終え、平成30年の登録・販売を目指し、開発業務を加速しています。また、韓国では平成29年、米国では平成31年の登録申請を目標に鋭意開発中であり、欧州やブラジルでも開発の可能性を検討しています。

デュポン社から国内開発・販売権を取得した園芸用殺菌剤のピコキシストロビン（国内商品名「メジャー」）については、平成28年6月に登録を取得し、7月に販売を開始しました。また、芝用としては「ハイジャンプ」（国内商品名）を平成28年5月に登録申請し、平成29年の登録・販売を目指しています。

一方、化学品分野では、すでに動物薬「プラク・ティック」の有効成分として使用されている自社原体ピリプロールのシロアリ剤としての認定を平成27年9月に取得していましたが、平成28年2月に土壤処理剤として「ネクススSC」（国内商品名）を、3月に木部処理剤として「ネクスス20WE」（国内商品名）をそれぞれ上市しました。また、医薬分野では、抗真菌薬ルリコナゾールを有効成分とする爪白癬治療薬「ルコナック」（国内商品名）が平成28年4月に発売されました。当社は、研究成果の論文化等により、製販各社による同剤の普及推進活動を支援しました。

## (2) 国内新製品

国内品目ポートフォリオの充実を目指し、上記「メジャーフロアブル」に加え、水稲殺虫剤の「日農メタレックスRG粒剤」、水稲殺虫殺菌箱処理剤の「アプライパディート粒剤」、「ブイゲットパディート粒剤」、「フジワングントツ粒剤」、水稲殺虫殺菌剤の「ビームエイトモンカットフロアブル」をそれぞれ販売開始し、普及推進に努めています。

## (3) 海外製品

殺ダニ剤ピフルブミド（国内商品名「ダニコング」）は平成28年8月に韓国での原体登録を取得し、平成29年3月の製剤登録の取得を目標として、ビジネスパートナーとの協働を進めています。また、米国、ブラジルなどでの開発に向けた性能評価も継続しています。

殺虫剤ピリフルキナゾン（国内商品名「コルト」）は、Nichino America, Inc.と協働で米国において平成28年8月に食用登録を申請し、平成30年の販売開始を目指します。

殺虫剤フルベンジアミド（国内商品名「フェニック্স」）は、Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.と協働し、ブラジルにおいて原体および製剤の登録申請をそれぞれ平成28年3月および7月に実施し、平成32年の販売開始を目指します。

殺虫剤トルフェンピラド（国内商品名「ハチハチ」）は、すでに米国の一部地域で販売していますが、主要市場であるカリフォルニア州への適用拡大を進めており、平成29年の登録申請を予定しています。また、ブラジルでも開発中です。

さらに、平成25年10月にイタリアISEM社より譲り受けた水稲除草剤のオルトスルファミロンに関しては、新規混合剤検討などを継続中であり、グローバルな拡販支援に努めています。

一方、既存の殺虫剤ブプロフェジン（国内商品名「アプロード」）、殺菌剤フルトラニル（国内商品名「モンカット」）、殺ダニ剤フェンピロキシメート（国内商品名「ダニトロン」）、除草剤ピラフルフェンエチル（国内商品名「エコパート」）などについては米国、欧州における登録維持への対応を進め、ビジネスの継続と拡大を図っています。

共同開発品目では、フルベンジアミドはライセンス先のバイエルクロップサイエンス社と、殺虫剤メタフルミゾン（国内商品名「アクセル」）はライセンス先のBASF社と協力し、グローバルでの普及販売に努めており、当社のノウハウ技術料収入にも寄与しています。

なお、フルベンジアミドの米国登録は失効しましたが、米国環境保護局が示した本剤の一部の水生生物

に対する安全性懸念に関しては、日本を含め各国の登録に定める安全使用基準に従って散布される限り、何ら問題はないと確信しており、今後、国内外の専門家と協力し、科学的観点からの検証結果の論文化により、当社の考え方の妥当性を明確にしていく方針です。また、米国における登録再申請についても、引き続き検討していく予定です。

#### (4) 動物薬分野、その他

家畜用内部寄生虫剤としてノバルティスアニマルヘルス社（現エランコ社）にライセンスしたモネパンテル（商品名「ゾルビックス」）およびペット向けノミ、マダニ剤のピリプロール（商品名「プラク・ティック」）がノウハウ技術料収入に、また米国ウシ用イヤータグ殺虫剤としてバイエルアニマルヘルス社にライセンスしたトルフェンピラド（商品名「トルフェンプロ」）が原体販売のビジネスに貢献しております。一方、当社が保有するフルオピラム（バイエルクロップサイエンス社の殺菌剤）の殺線虫剤用途特許の使用権をバイエルクロップサイエンス社にライセンスしており、ノウハウ技術料収入に寄与しています。このように、研究開発の成果が知的財産として有効に活用されています。

当社は、引き続き研究開発型企業としての社会的責任を果たすべく、法令およびその精神遵守のもと、技術革新により環境、安全および健康に配慮した新製品の創出に注力します。また、中期経営計画に基づいて積極的なグローバル展開を推進し、価格競争力のある新規有効成分を継続的に創出していくとともに、10年先の研究開発を見据えた計画的な活動も行なっております。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は14億35百万円で、その主なものは福島・鹿島・佐賀事業所ならびに総合研究所の既存設備更新などに係る費用ほかです。

### 4. 資金調達の状況

設備投資および長期運転資金として金融機関から60億円の借入を行っております。

### 5. 事業の譲渡および譲受けの状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### 7. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

当社グループの中核事業である農薬事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方、国内では、農業従事者の高齢化、後継者不足の深刻化による耕作面積の減少、政府による農業資材費低減方針などを背景に、農薬市場は漸減傾向が継続するものと考えられます。また、創薬難度の高まりと農薬登録要件の増加により、新規薬剤開発コストが増大し、開発期間が長期化しております。さらに、各国の農薬登録制度における要件の厳格化、ジェネリック農薬との価格競争、原材料費や委託製造費の高騰など当社グループを取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。

このような事業環境下、当社グループが厳しい競争を勝ち抜き、持続的に高い成長を実現するためには、

「事業規模拡大」とそれを支える「財務基盤の強化」が必要であると認識し、当社の将来のありたい姿を描き、平成25年度に「日農グループビジョン」を策定いたしました。本ビジョン達成のため、株式会社アグリマート、インドHyderabad Chemical Pvt. Ltd.(以下、HCL)やブラジルSipcam Nichino Brasil S.A.(以下、SNB)への出資、除草剤オルトスルファムロンの品目買収を実施し、業容の拡大に一定の成果を上げることができました。

平成28年度から始まった中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」においては、前中期経営計画において実施した出資や買収案件の収益貢献を最大化していくと同時に、さらなる成長戦略の遂行により業容の拡大を図る計画としました。しかしながら、円高の進行、GMO作物の拡大や天候不順による新興国農薬市場の低迷や世界的な流通在庫の過多による当面の売上高減少により、現中計の最終年度である平成30年度の売上目標を1千億円から750億円に修正せざるを得ない状況となりました。それに伴い、目標売上高1千億円の達成時期を平成33年度にすることといたしました。

### 【日農グループビジョン】

「Nichino Group-Growing Global 世界で戦える優良企業へ」

- ・作物保護や生活環境改善など、これまで農薬化学事業で培ってきた技術をさらに高めることにより人類の未来に貢献するグループを目指します。
- ・平成30年度には、売上高750億円を達成することを目指し、平成33年度には売上高1千億円、最終的には世界でトップ10(売上高2千億円以上)に入る研究開発型企業を目指します。

### 【中期経営計画（平成28年度～平成30年度）】

- ① 呼称 「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」
- ② 数値計画

	平成30年9月期計画 (最終年度)
連結売上高	727億円 (目標売上高750億円)
営業利益	64億円
海外売上高	406億円
海外売上高比率	56%

(注) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

### ③ 基本方針

当社は、「新規農薬などの新たな価値を継続的に提供することによって社会に貢献する。」という理念のもと、「成長戦略の推進」と「収益の向上」を2本柱として、M&Aや提携、品目買収などの「事業拡大への取り組み」を実行し、事業規模を拡大します。

また、これらを実現するための「事業基盤の強化」に積極的に取り組み、中期経営計画やビジョン達成を目指してまいります。

- i) 成長戦略の推進  
「創薬力の強化」、「事業競争力の向上」、「グループ力の強化」
- ii) 収益の向上  
「国内事業の収益力向上」、「コスト競争力の向上」、「経費の適正化」
- iii) 事業基盤の強化  
「人材育成・活用」、「グローバル経営の基盤構築」

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進してまいります。

#### ＜創薬力の強化＞

探索・開発方法の改善と要員強化により創薬力の質的向上・量的拡大を目指します。また、海外グループ企業とともに、海外での評価体制や登録取得体制を充実させるなどグローバルな研究開発体制を強化し、自社開発品目の最速・最大化を目指します。

#### ＜事業競争力の向上＞

上記の自社新規品目の創出や各国での農業登録取得の加速によるポートフォリオ拡充に加え、コスト競争力の向上により自社開発品目の拡販を行ない、日農グループの収益最大化を目指します。

また、今後も市場が拡大することが見込まれる海外では、前中期経営計画で実施した海外拠点への出資に加え、重要な市場への拠点拡充を継続し海外事業の着実な成長に取り組みます。

加えて、緑化・非農耕地の農業販売やシロアリ薬剤販売事業の強化に取り組み、医薬品事業の抗真菌剤の国内・海外での拡大を図ります。

#### ＜グループ力の強化＞

新たにグループ会社となった、HCLやSNBとの連携を深め、当社グループの一体運営を図ります。また、グループ間での取引拡大を進め、日農グループの収益拡大を目指します。加えて、日農グループのガバナンス体制の再構築や連結会計・内部統制の整備を行ない、グループ力の強化を図ります。

#### ＜国内事業の収益力向上＞

販社とのパートナーシップ強化により、自社開発品目の販売拡大に取り組みます。また販売品目および政策の見直しによる選択と集中を進め、当社資源の効率的な配置を図り、国内事業の収益力向上を目指します。

#### ＜コスト競争力の向上＞

当社およびグループ会社の株式会社ニチノーサービス、HCLと生産機能の連携強化を図り、自社開発品目の販売競争力を高めるコスト低減に取り組みます。加えて、グローバルなサプライチェーン体制を整備し、グループの調達力強化を進めます。

当社グループは、作物保護や生活環境改善など、これまで農業化学事業で培ってきた技術をさらに高めることにより人類の未来に貢献する企業グループを目指し、研究開発型企業として法令遵守のもと社会的責任を果たすべく企業活動を展開してまいります。

なお、当社グループが供給している医薬品原薬の製造に関して独立行政法人医薬品医療機器総合機構からGMP（製造管理および品質管理の基準）管理上の不備が指摘され、供給先による製品の自主回収が行なわれました。指摘を受けましたGMP管理上の不備につきましては、早期の改善に向け全力を注ぐとともに、再発防止に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 8. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 第114期	平成26年度 第115期	平成27年度 第116期	平成28年度 第117期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 47,627	百万円 56,696	百万円 56,930	百万円 50,641
経 常 利 益	百万円 7,143	百万円 9,361	百万円 9,375	百万円 3,864
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 4,715	百万円 6,137	百万円 5,625	百万円 1,035
1株当たり 当期純利益	70円47銭	91円82銭	84円16銭	15円49銭
総 資 産	百万円 59,068	百万円 68,790	百万円 81,237	百万円 88,791
純 資 産	百万円 40,235	百万円 45,719	百万円 51,034	百万円 48,697
1株当たり 純資産額	598円 28銭	680円08銭	748円99銭	692円53銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて計算しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて計算しております。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社ニチノー緑化	百万円 160	% 100	緑化造園その他建設工事、設計、施工、監理および園芸・緑化薬剤の販売等
株式会社ニチノーレック	百万円 60	% 100	スポーツ施設経営（ゴルフ練習場、貸テニスコート）等
株式会社ニチノーサービス	百万円 3,400	% 100	農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産賃貸および管理の請負、倉庫業等
Nichino America, Inc.	千米ドル 700	% 100	米国における農薬生産、開発、販売等
日本エコテック株式会社	百万円 20	% 100	農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境保全に関するコンサルティング等
日佳農薬股份有限公司	百万NTドル 40	% 51	台湾における農薬の開発、普及、販売等
株式会社アグリマート	百万円 50	% 100	シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等
Hyderabad Chemical Pvt.Ltd.	百万ルピー 3	% 74	インドにおける農薬生産、開発、販売等
Sipcam Nichino Brasil S.A.	百万リアル 223	% 50	ブラジルにおける農薬生産、普及、販売等

(注) 当社は、平成26年9月9日にSipcam Nichino Brasil S.A.の発行済株式の50%を取得し、持分法適用会社としていましたが、今般連結業績に対する重要性等を総合的に判断し、平成28年9月30日をもって同社を当社の連結子会社といたしました。

## 10. 主要な事業内容

事業	主要な製品
農薬事業	殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体
農薬以外事業 化学品の業	木材薬品、農業用資材、芝関連品、医薬品、動物用医薬品、その他
その他事業	緑化、造園工事等 スポーツ施設経営および不動産賃貸、農薬物流業務等の請負、倉庫業、農薬残留分析

## 11. 主要な営業所、研究所、工場

### (1) 国内

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都中央区	東海北陸営業所	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市	福岡支店	福岡県福岡市
仙台支店	宮城県仙台市	総合研究所	大阪府河内長野市
東京支店	東京都中央区	大阪事業所	大阪府大阪市
大阪支店	大阪府大阪市		

### (2) 国内子会社事業所（工場）

名 称	所在地
株式会社ニチノサービス 福島事業所	福島県二本松市
同 鹿島事業所	茨城県神栖市
同 佐賀事業所	佐賀県三養基郡

### (3) 海外（子会社、関連会社含む）

名 称	所在地
バンコック事務所	タイ/バンコック
ベトナム事務所	ベトナム/ホーチミン
Nichino America, Inc.	アメリカ/ウィルミントン
Nichino Europe Co., Ltd.	イギリス/ケンブリッジ
日農（上海）商貿有限公司	中国/上海
日佳農葯股份有限公司	台湾/台北
Agricultural Chemicals (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア/ペナン
Nichino Do Brasil Agroquimicos Ltda.	ブラジル/サンパウロ
Sipcam Nichino Brasil S.A.	ブラジル/ウベラバ
Hyderabad Chemical Pvt.Ltd.	インド/ハイデラバード
Nectar Crop Sciences Pvt.Ltd.	インド/ハイデラバード
Sipcam Europe S.p.A.	イタリア/ミラノ

## 12. 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,457名	191名増

(注) 1. 上記の従業員には、臨時従業員580名を含んでおりません。

2. 従業員数が増加した主な要因は、当連結会計年度においてSipcam Nichino Brasil S.A.を連結子会社としたことによるものです。

## 13. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	5,557
農林中央金庫	2,425
三井住友信託銀行株式会社	2,032
株式会社りそな銀行	1,426
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,033

## Ⅱ. 会社の状況に関する事項 (平成28年9月30日現在)

### 1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 199,529,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,026,782株
- (3) 株主数 16,819名 (前期末比1,030名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 A D E K A	16,176	24.20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,802	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,104	3.15
農 林 中 央 金 庫	1,960	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,582	2.37
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	1,383	2.07
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,009	1.51
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	987	1.48
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	674	1.01
双 日 株 式 会 社	604	0.90

- (注) 1. 当社は、自己株式3,189千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役に関する事項

(平成28年9月30日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
神山洋一	代表取締役会長	
友井洋介	代表取締役社長	
古瀬純隆	取締役兼専務執行役員 社長補佐、化学品本部長、生産本部管掌、 大阪事業所担当兼大阪事業所長	
今埜隆道	取締役兼常務執行役員 研究開発本部長、環境安全部担当	
細田秀治	取締役兼常務執行役員 海外営業本部長	
佐久間伸	取締役兼上席執行役員 管理本部長、経営企画本部管掌	
矢野博久	取締役兼上席執行役員 営業本部長	
森尾和彦	取締役相談役	
郡昭夫	取締役	株式会社ADEKA 代表取締役社長 日本ゼオン株式会社 社外監査役
松井泰則	取締役	立教大学経営学部経営学科教授
戸井川岩夫	取締役	弁護士 東都水産株式会社 社外監査役 東洋精糖株式会社 社外取締役 株式会社コーセー 社外取締役
浜出信正	常勤監査役	
富安治彦	監査役	株式会社ADEKA 取締役兼常務執行役員
中田ちず子	監査役	公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 日本ヘルスケア投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役郡昭夫氏、松井泰則氏、戸井川岩夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役富安治彦氏、中田ちず子氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役松井泰則氏、戸井川岩夫氏、監査役中田ちず子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役浜出信正氏は、当社において管理本部副本部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 社外監査役富安治彦氏は、株式会社ADEKAの取締役兼常務執行役員（財務・経理部他担当）であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 社外監査役中田ちず子氏は、公認会計士、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 平成27年12月22日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって取締役廣瀬薫氏、中島博之氏は退任いたしました。  
 8. 平成27年12月22日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって監査役戸井川岩夫氏は辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 13名 253百万円  
監査役 4名 23百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。  
2. 上記の報酬等の額には、社外役員の報酬額18百万円（社外取締役3名、社外監査役3名）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況
郡 昭 夫	社 外 取 締 役	株式会社ADEKA 代表取締役社長 日本ゼオン株式会社 社外監査役
松 井 泰 則	社 外 取 締 役	立教大学経営学部経営学科教授
戸 井 川 岩 夫	社 外 取 締 役	弁護士 東都水産株式会社 社外監査役 東洋精糖株式会社 社外取締役 株式会社コーセー 社外取締役
富 安 治 彦	社 外 監 査 役	株式会社ADEKA 取締役兼常務執行役員
中 田 ち ず 子	社 外 監 査 役	公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 日本ヘルスケア投資法人 監督役員

- (注) 1. 株式会社ADEKAは、当社の大株主であり、同社とは原料の購入取引がありますが（製品販売取引はありません）、当社における仕入取引比率は僅少であり、同社から事業上の制約を受けておりません。  
2. その他、兼職先と当社との間に開示すべき特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地 位)	主 な 活 動 状 況
郡 昭 夫 (社外取締役)	当事業年度に開催した取締役会17回のうち15回出席しました。 化学事業会社での経営に関する高い見識・経験に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行なっております。
松 井 泰 則 (社外取締役)	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席しました。 大学教授（会計学・経営学）としての会社経営に関する高い見識に基づき、適切な助言・提言等の意見表明を行なっております。
戸 井 川 岩 夫 (社外取締役)	同氏が就任後に開催した取締役会14回のうち13回出席しました。 弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、適切な助言・提言等の意見表明を行なっております。
富 安 治 彦 (社外監査役)	当事業年度に開催した取締役会17回全てに出席しました。 上場会社取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行なっております。 監査役会においては当事業年度に開催した8回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行なっております。
中 田 ち ず 子 (社外監査役)	同氏が就任後に開催した取締役会14回全てに出席しました。 公認会計士、税理士としての会社経営に関する高い見識に基づき、取締役の職務執行の適正性を確保するための監査業務および助言を行なっております。 監査役会においては同氏が就任後に開催した6回全てに出席し、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行なっております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役郡昭夫氏、松井泰則氏、戸井川岩夫氏ならびに社外監査役富安治彦氏、中田ちず子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める限度額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
協和監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,200千円

(注) 1. 当社と協和監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Nichino America, Inc.、日佳農薬股份有限公司、Hyderabad Chemical Pvt.Ltd.および Sipcam Nichino Brasil S.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

平成28年9月30日現在

科 目	当連結 会計年度 28.9.30	前連結 会計年度 27.9.30 (ご参考)	科 目	当連結 会計年度 28.9.30	前連結 会計年度 27.9.30 (ご参考)
<b>(資産の部)</b>	百万円	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円	百万円
<b>流動資産</b>	<b>53,344</b>	<b>41,455</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,509</b>	<b>16,672</b>
現金及び預金	15,159	9,382	支払手形及び買掛金	8,833	4,947
受取手形及び売掛金	19,465	14,181	電子記録債務	460	501
電子記録債権	603	585	短期借入金	4,449	3,161
商品及び製品	10,065	9,485	未払費用	4,840	4,617
仕掛品	454	436	未払法人税等	119	1,029
原材料及び貯蔵品	4,273	4,239	賞与引当金	630	669
繰延税金資産	529	730	役員賞与引当金	1	26
その他	3,211	2,435	返品調整引当金	22	24
貸倒引当金	△418	△19	営業外電子記録債務	138	55
<b>固定資産</b>	<b>35,446</b>	<b>39,781</b>	製品回収関連費用引当金	1,044	—
<b>有形固定資産</b>	<b>16,491</b>	<b>15,820</b>	その他	1,968	1,639
建物及び構築物	5,565	5,191	<b>固定負債</b>	<b>17,583</b>	<b>13,530</b>
機械装置及び運搬具	3,553	3,172	社債	1,848	—
土地	6,354	6,382	長期借入金	11,567	9,020
建設仮勘定	194	124	繰延税金負債	822	943
その他	823	949	役員退職慰労引当金	91	97
<b>無形固定資産</b>	<b>8,128</b>	<b>6,845</b>	退職給付に係る負債	1,418	1,900
のれん	7,150	5,836	その他	1,834	1,568
ソフトウェア	181	173	<b>負債合計</b>	<b>40,093</b>	<b>30,202</b>
その他	796	836	<b>(純資産の部)</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,827</b>	<b>17,115</b>	<b>株主資本</b>	<b>48,801</b>	<b>48,768</b>
投資有価証券	6,156	13,438	資本金	10,939	10,939
長期貸付金	—	1,920	資本剰余金	13,235	13,235
繰延税金資産	1,659	194	利益剰余金	26,351	26,319
退職給付に係る資産	281	403	自己株式	△1,726	△1,725
その他	2,744	1,216	その他の包括利益累計額	△2,514	1,292
貸倒引当金	△13	△58	その他有価証券評価差額金	1,353	1,766
<b>資産合計</b>	<b>88,791</b>	<b>81,237</b>	為替換算調整勘定	△3,766	△314
			退職給付に係る調整累計額	△101	△159
			<b>非支配株主持分</b>	<b>2,410</b>	<b>972</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>48,697</b>	<b>51,034</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>88,791</b>	<b>81,237</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

科 目	当連結会計年度 (27.10.1~28.9.30)	前連結会計年度 (26.10.1~27.9.30) (ご参考)
	百万円	百万円
売上高	50,641	56,930
売上原価	30,496	30,930
売上総利益	20,144	25,999
販売費及び一般管理費	15,718	16,047
営業利益	4,426	9,951
営業外収益	676	304
受取利息及び配当金	128	178
為替差益	353	—
不動産賃貸料	82	78
その他	111	47
営業外費用	1,237	880
支払利息	166	113
たな卸資産廃棄損	75	100
持分法による投資損失	903	433
その他	91	233
経常利益	3,864	9,375
特別利益	84	—
固定資産売却益	84	—
特別損失	1,479	964
製品回収関連費用	1,356	—
固定資産処分損	119	16
減損損	—	948
その他	3	—
税金等調整前当期純利益	2,470	8,411
法人税、住民税及び事業税	1,056	2,862
法人税等調整額	329	△138
当期純利益	1,084	5,687
非支配株主に帰属する当期純利益	49	62
親会社株主に帰属する当期純利益	1,035	5,625

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

平成28年9月30日現在

科 目	当 期 28.9.30	前 期 27.9.30 (ご参考)	科 目	当 期 28.9.30	前 期 27.9.30 (ご参考)
<b>(資産の部)</b>	百万円	百万円	<b>(負債の部)</b>	百万円	百万円
<b>流動資産</b>	<b>35,656</b>	<b>30,964</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,737</b>	<b>10,581</b>
現金及び預	10,250	5,720	支払手形	72	85
受取手形	1,876	1,733	買掛金	2,448	2,151
売掛金	10,004	9,496	電子記録債権	460	501
商品及び製品	601	584	短期借入金	196	363
仕掛品	7,565	7,841	1年以内返済予定長期借入金	3,149	2,400
原材料及び貯蔵品	427	405	未払金	824	841
前払費用	1,946	2,868	未払法人税等	—	891
繰延税金資産	1,126	932	未払事業所税	9	7
未収入金	238	333	未払消費税等	347	270
未収還付法人税等	736	434	未払費用	2,243	2,301
短期貸付金	442	—	前受引当金	30	49
その他金	196	383	賞与引当金	441	494
倒引当金	253	245	役員賞与引当金	—	25
	△10	△14	返品調整引当金	22	24
<b>固定資産</b>	<b>41,760</b>	<b>42,455</b>	製品回収関連費用引当金	215	—
<b>有形固定資産</b>	<b>12,660</b>	<b>12,669</b>	設備関係支払手形	63	68
建物	3,687	3,826	営業外電子記録債権	138	55
構築物	687	653	その他	73	49
機械装置	2,264	2,136	<b>固定負債</b>	<b>13,875</b>	<b>11,338</b>
車両運搬具	8	9	長期借入り	11,495	9,020
器具及び備品	493	587	長期預り	944	958
土地	5,415	5,427	退職給付引当金	987	1,125
リース資産	15	24	繰延税金負債	80	139
建設仮勘定	88	2	その他	367	94
<b>無形固定資産</b>	<b>1,073</b>	<b>1,298</b>	<b>負債合計</b>	<b>24,613</b>	<b>21,920</b>
のれん	730	912	<b>(純資産の部)</b>		
特許権	61	73	<b>株主資本</b>	<b>51,449</b>	<b>49,733</b>
商標権	12	12	資本	10,939	10,939
ソフトウェア	136	161	資本剰余金	13,235	13,235
その他	132	137	資本準備金	8,235	8,235
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,026</b>	<b>28,487</b>	その他資本剰余金	5,000	5,000
投資有価証券	2,625	3,181	<b>利益剰余金</b>	<b>29,000</b>	<b>27,283</b>
関係会社株	22,523	22,094	利益準備金	1,574	1,574
関係会社出資	101	101	その他利益剰余金	27,426	25,708
長期貸付金	1,920	1,920	別途積立	3,145	3,145
長期前払費用	6	8	繰越利益剰余金	24,281	22,563
前払年金費用	570	399	<b>自己株式</b>	<b>△1,726</b>	<b>△1,725</b>
その他	285	837	評価・換算差額等	1,353	1,766
倒引当金	△6	△54	その他有価証券評価差額金	1,353	1,766
<b>資産合計</b>	<b>77,416</b>	<b>73,420</b>	<b>純資産合計</b>	<b>52,803</b>	<b>51,499</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>77,416</b>	<b>73,420</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

科 目	当 期 (27.10.1~28.9.30)	前 期 (26.10.1~27.9.30) (ご参考)
	百万円	百万円
売 上 高	39,703	46,410
売 上 原 価	23,718	24,640
売 上 総 利 益	15,985	21,770
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	12,212	12,678
営 業 利 益	3,772	9,092
営 業 外 収 益	547	464
受 取 利 息 及 び 配 当 金	375	328
そ の 他	172	135
営 業 外 費 用	250	262
支 払 利 息	126	86
た な 卸 資 産 廃 棄 損	75	100
そ の 他	49	75
経 常 利 益	4,070	9,294
特 別 利 益	84	—
固 定 資 産 売 却 益	84	—
特 別 損 失	420	960
製 品 回 収 関 連 費 用	299	—
固 定 資 産 処 分 損	117	12
減 損 損 失	—	948
そ の 他	3	—
税 引 前 当 期 純 利 益	3,734	8,334
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	734	2,440
法 人 税 等 調 整 額	279	△78
当 期 純 利 益	2,719	5,972

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月10日

日本農薬株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 高山昌茂 ㊞  
業務執行社員代表社員 公認会計士 小澤昌志 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本雄毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本農薬株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本農薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年11月10日

日本農業株式会社  
取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 高山昌茂 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小澤昌志 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本雄毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本農業株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の独立行政法人医薬品医療機器総合機構から指摘されたGMP管理上の不備につきましても、全社をあげて法令遵守体制の強化及び再発防止に向けた諸施策が順次実施されていることを確認しております。監査役会としては、今後も再発防止策の実施状況について注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月11日

日本農業株式会社 監査役会

常勤監査役 浜 出 信 正 ㊞

社外監査役 富 安 治 彦 ㊞

社外監査役 中 田 ち ず 子 ㊞

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と財務体質の強化を図ることによって企業価値の向上に努め、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益配当を行なうことを基本方針としております。

以上の方針と当期の業績を踏まえ、第117期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金7円50銭 総額501,283,110円

なお、年間配当金につきましては、中間期に1株につき7円50銭を配当させていただきましたので、合わせて年間1株につき15円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月21日（水曜日）

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	こう やま よう いち 神山洋一 昭和25年4月28日生  取締役会出席率 100% (17回/17回)	昭和50年4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社 平成14年10月 当社入社特販事業部長 平成15年12月 当社取締役開発本部副本部長、 原体事業本部長兼原体事業本部特販部長 平成16年12月 取締役社長室長、研究開発本部副本部長 兼研究開発本部研究開発戦略推進室長、 原体事業本部長 平成17年12月 取締役社長室長、営業本部副本部長 平成18年12月 取締役兼常務執行役員、社長室長、 人事部担当 平成19年12月 取締役兼常務執行役員、社長室管掌、 管理本部長、秘書室担当 平成20年12月 代表取締役社長 平成27年12月 代表取締役会長 (現任)	26,939株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 神山洋一氏は、平成15年に当社取締役に就任後、代表取締役社長を経て、平成27年に代表取締役会長に就任し、企業経営者として日農グループビジョンの策定およびビジョン実現のための施策を実行して参りました。また、農薬工業会の会長を歴任するなど業界の発展に貢献しており、これらの経験および実績を引き続き今後の当社のグループ経営に活かすことを期待しているためであります。			
<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2 再任	とも い よう すけ 友井洋介 昭和31年1月12日生  取締役会出席率 100% (17回/17回)	昭和55年4月 当社入社 平成18年12月 執行役員社長室経営企画部長 平成19年12月 当社取締役兼執行役員、社長室長 兼社長室経営企画部長 兼社長室法務・監理部長 平成20年12月 取締役兼執行役員、社長室長、秘書室担当、 秘書室長 平成21年12月 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 平成22年8月 取締役兼執行役員、営業本部副本部長 兼営業本部第二営業部長 平成23年12月 取締役兼常務執行役員、社長室長、 秘書室担当、秘書室長 平成26年12月 取締役兼専務執行役員、社長室長、 秘書室担当、管理本部管掌、秘書室長 平成27年12月 代表取締役社長（現任）	21,025株
<p>【取締役候補者とした理由】 友井洋介氏は、平成19年に当社取締役に就任後、平成27年に当社代表取締役社長に就任し、日農グループビジョンの立案およびビジョン実現のための成長戦略を実行して参りました。これらの経験および実績を活かし、企業経営者として引き続き今後の当社のグループ経営の舵取りを期待しているためであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			
3 再任	こ せ すみ たか 古瀬純隆 昭和29年2月19日生  取締役会出席率 100% (17回/17回)	昭和53年4月 当社入社 平成15年8月 生産本部生産統括部長 平成18年12月 執行役員生産本部生産統括部長 平成20年12月 当社取締役兼執行役員、生産本部長 兼生産本部生産統括部長 平成23年8月 取締役兼執行役員、生産本部長 平成24年12月 取締役兼常務執行役員、生産本部長 平成26年12月 取締役兼常務執行役員、社長補佐、 生産本部長 平成27年12月 取締役兼専務執行役員、社長補佐、化学品本 部長、生産本部管掌 平成28年8月 取締役兼専務執行役員、社長補佐、化学品本 部長、生産本部管掌、大阪事業所担当兼大阪 事業所長（現任）	10,873株
<p>【取締役候補者とした理由】 古瀬純隆氏は、平成20年に当社取締役に就任し、これまでの生産部門でのマネジメントの経験を活かして製造力強化の施策を推進するとともに、平成27年からは化学品本部長として化学品事業の強化を図っているほか、社長補佐としてグループ経営の全体最適に注力して参りました。これらの経験および実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p>			
<p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4 再任	ほそだひでし 細田秀治 昭和26年4月16日生  取締役会出席率 100% (17回/17回)	昭和54年4月 当社入社 平成15年12月 海外事業部長 平成18年12月 執行役員研究開発本部 研究開発戦略推進室副室長 平成20年12月 当社取締役兼執行役員、海外営業本部長 平成21年12月 取締役兼執行役員、海外営業本部長 兼海外営業本部海外営業部長 平成23年8月 取締役兼執行役員、海外営業本部長 兼海外営業本部欧米営業部長 平成24年12月 取締役兼常務執行役員、海外営業本部長 兼海外営業本部欧米営業部長 平成25年12月 取締役兼常務執行役員、 海外営業本部長（現任）	12,197株
		<p>【取締役候補者とした理由】 細田秀治氏は、平成20年に当社取締役役に就任し、これまでの海外営業部門および研究開発部門でのマネジメントの経験を活かして海外事業展開の強化を図って参りました。これらの経験および実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p> <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	
5 再任	やのひろひさ 矢野博久 昭和33年7月16日生  取締役会出席率 100% (14回/14回)	昭和57年4月 当社入社 平成19年8月 秘書室長 平成20年12月 営業本部マーケティング部長 平成23年12月 執行役員営業本部副本部長兼営業本部マーケティング部長、営業本部第二営業部長 平成25年8月 執行役員営業本部副本部長兼営業本部マーケティング部長 平成27年12月 当社取締役兼上席執行役員、営業本部長（現任）	5,890株
		<p>【取締役候補者とした理由】 矢野博久氏は、平成27年に当社取締役役に就任し、これまでの営業部門などでのマネジメントの経験を活かして国内事業の強化・安定化を図って参りました。これらの経験および実績を活かし、引き続き取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p> <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>こおり あり お 郡 昭 夫 昭和23年12月21日生</p> <p>取締役会出席率 88% (15回/17回)</p>	<p>昭和46年4月 旭電化工業株式会社（現株式会社ADEKA）入社 平成20年6月 株式会社ADEKA取締役兼執行役員、 食品本部長兼中国食品事業推進部長 平成22年6月 同社取締役兼常務執行役員経営企画部長 兼新規事業推進室担当兼設備投資委員長 平成24年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成25年12月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ADEKA 代表取締役社長 日本ゼオン株式会社 社外監査役</p>	— 株
<b>再任</b>	<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 郡昭夫氏は、当社の大株主である株式会社ADEKAの代表取締役社長であり、製造業の企業経営に長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>		
<b>社外</b>	<p><b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p>		
	<p><b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	まついやすのり 松井泰則 昭和31年3月3日生  取締役会出席率 100% (17回/17回)	昭和59年4月 高千穂商科大学（現高千穂大学） 商学部商学科専任講師 昭和62年4月 同大学商学部商学科助教授 平成2年4月 英国エクセター大学客員研究員 平成6年4月 立教大学経済学部経営学科助教授 平成7年4月 同大学経済学部経営学科教授 平成18年4月 同大学経営学部国際経営学科教授 平成19年3月 博士（会計学）（立教大学） 平成20年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 （MBA）委員長 平成24年4月 同大学経営学部長 平成26年12月 当社取締役（現任） 平成28年4月 立教大学経営学部経営学科教授（現任） （重要な兼職の状況） 立教大学経営学部経営学科教授	— 株
<b>再任</b>		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 松井泰則氏は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。	
<b>社外</b>		<b>【独立性に関する事項】</b> 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。	
<b>独立</b>		<b>【責任限定契約】</b> 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。	
		<b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b> 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	<p>といがわ いわ お 戸井川 岩 夫 昭和28年8月22日生</p> <p>取締役会出席率 93% (13回/14回)</p>	<p>平成3年4月 弁護士登録（東京弁護士会）、 渡部喜十郎法律事務所入所</p> <p>平成13年7月 戸井川法律事務所開設</p> <p>平成17年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院） 非常勤講師</p> <p>平成18年5月 日比谷T&amp;Y法律事務所開設（現任）</p> <p>平成23年12月 当社監査役</p> <p>平成27年12月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>弁護士 東都水産株式会社 社外監査役 東洋製糖株式会社 社外取締役 株式会社コーセー 社外取締役</p>	— 株
<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>戸井川岩夫氏は、弁護士としての専門的見地ならびに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的な立場から当社の経営全般にわたる意見、助言等をいただいております。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由およびこれまで当社社外取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p>		
	<p><b>【独立性に関する事項】</b></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。</p>		
	<p><b>【責任限定契約】</b></p> <p>当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の社外取締役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。</p>		
	<p><b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b></p> <p>同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9 新任	とみ た ひろ ふみ 富田 啓 文 昭和30年10月15日生	昭和59年 4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社	762株
		平成14年10月 当社入社	
		平成21年12月 研究開発本部研究開発戦略室総合研究所統括 マネージャー	
		平成24年12月 執行役員研究開発本部開発部長 平成26年12月 執行役員研究開発本部副本部長 兼研究開発本部開発部長 兼研究開発本部総合研究所開発マネージャー	
		平成27年 8月 執行役員研究開発本部副本部長 兼研究開発本部開発部長	
		平成27年12月 上席執行役員研究開発本部副本部長 兼研究開発本部開発部長 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 富田啓文氏は、研究開発部門の責任者として創薬力の強化と開発の早期化を図って参りました。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			
10 新任	ひがし の よし あき 東野 純 明 昭和33年5月12日生	昭和59年 4月 三菱化成工業株式会社 (現三菱化学株式会社) 入社	8,062株
		平成14年10月 当社入社	
		平成20年12月 社長室経営企画部長	
		平成25年12月 執行役員社長室経営企画部長	
		平成27年12月 上席執行役員経営企画本部長 兼経営企画本部経営企画部長 兼秘書室担当 (現任)	
【取締役候補者とした理由】 東野純明氏は、経営企画部門の責任者として経営戦略の立案、推進を図って参りました。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。			
【その他取締役候補者に関する特記事項】 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11 新任	やまのい ひろし 山野井 博 昭和33年1月22日生	昭和56年4月 アデカ・アーガス化学株式会社 (現株式会社ADEKA) 入社 平成19年6月 株式会社ADEKA樹脂添加剤開発研究所 添加剤開発室長 平成22年10月 同社樹脂添加剤開発研究所添加剤研究室長 平成23年5月 同社経営企画部海外事業推進室長 平成26年6月 同社経営企画部関係会社支援室長 平成28年10月 当社入社化学品本部特別顧問 (現任)	一 株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            山野井博氏は、株式会社ADEKAで添加剤の研究開発業務に従事したほか、同社の経営企画部門にて海外事業の推進、支援などを行なって参りました。これらの経験および実績を活かし、取締役会の活性化に貢献することを期待しているためであります。</p> <p><b>【その他取締役候補者に関する特記事項】</b>            同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役浜出信正氏および中田ちず子氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	はま で のぶ まさ 浜出信正 昭和27年5月1日生  取締役会出席率 100% (17回/17回) 監査役会出席率 100% (8回/8回)	昭和46年3月 当社入社 平成14年8月 管理本部経理・システム部長 平成19年12月 執行役員管理本部経理・システム部長 平成21年12月 執行役員管理本部副本部長 兼管理本部経理・システム部長 平成25年12月 当社常勤監査役 (現任)	4,112株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b>            浜出信正氏は、当社において管理本部副本部長を務めるなど、財務および会計に関する知見を有しているほか、当社の実情に通じていることから、監査役として適任であると判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【その他監査役候補者に関する特記事項】</b>            同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	なか た ちず こ 中 田 ちず子 昭和31年9月29日生  取締役会出席率 100% (14回/14回) 監査役会出席率 100% (6回/6回)	昭和56年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所入所 昭和59年3月 中田公認会計士事務所設立(現任) 昭和63年5月 永田町監査法人入所 平成8年7月 有限会社中田ビジネスコンサルティング(現株式会社中田ビジネスコンサルティング)設立、代表取締役(現任) 平成27年12月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 税理士 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役 日本ヘルスケア投資法人 監督役員	— 株
<u>再任</u>	<b>【社外監査役候補者とした理由】</b>		
<u>社外</u>	中田ちず子氏は、公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と見識を有しており、公正かつ客観的に独自の立場から監査にあたっていただくため、社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。		
<u>独立</u>	<b>【独立性に関する事項】</b>		
	同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社の定める独立役員選任にあたっての独立性基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏の社外監査役としての選任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続します。		
	<b>【責任限定契約】</b>		
	当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の監査役としての選任が承認された場合、法令で定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。		
	<b>【その他監査役候補者に関する特記事項】</b>		
	同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。		

(ご参考)

### 独立役員選任にあたっての独立性基準

1. 当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
  - ① 当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下併せて「業務執行取締役等」と総称する。）である者、又は就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社又は当社の子会社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、監査役又は会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行取締役等であつた者
  - ② 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）。当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者（以下併せて「業務執行者」と総称する。）、又は最近3年間に於いて業務執行者であつた者
  - ③ 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であつた者
  - ④ 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）。それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者である者、又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて業務執行者であつた者
  - ⑤ 当社又はその子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人
  - ⑥ 当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
  - ⑦ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者、又は最近3年間に於いて業務執行者であつた者
  - ⑧ 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者

- ⑨ 最近3年間において、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であって、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）
- ⑩ 上記⑧又は⑨に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑪ 上記⑧又は⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の支払いを受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
- ⑫ 上記各号のいずれかの者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族である者
2. 当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。
3. 仮に上記第1項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役又は社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

#### 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成22年12月17日開催の第111回定時株主総会における株主の皆様からのご承認を得て、当社株券等の大規模買付行為（3.（2）に定義します。以下同じです。）に関する対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、平成25年12月20日開催の当社第114回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、更新されております（当該1度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において、「現対応策」といいます。）。

現対応策の有効期間は、平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、前回更新時以降の買収防衛策に関する議論及び近時の他社の内部統制の環境の推移を踏まえ、現対応策の更新の是非について十分な検討を行ない、議論を重ねてまいりました。その結果、現対応策は当社の持続的な企業価値の向上に有効な役割を果たしており、また、現対応策が適正に運用されることにより、当社の株主の利益が確保され、加えて近時の他社の事例も踏まえ、より機動的且つ迅速な意思決定を可能とする等のため一部の規定を見直すことが当社株主共同利益等の向上に資するものと判断するに至り、当社は、平成28年11月14日開催の当社取締役会において、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応策を下記のとおり一部修正して更新することを決定いたしました（当該2度目の更新後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を、以下、「本対応策」といいます。）。

そこで、本対応策の更新につきまして、株主の皆様にご審議いただき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応策の具体的な内容については、以下に記載のとおりであります。なお、更新時の主な修正は次のとおりです。

- ① 3.（6）に定める本対抗措置として新株予約権の無償割当てを行なう場合の差別的取得条項の内容に関する修正（金銭交付の規定の削除）
- ② 3.（7）①の大規模買付ルールが遵守されない場合の対抗措置の発動に係る決定について、原則として株主総会の普通決議による承認を求めることとしていた点を、取締役会の決議による発動を可能とする修正

#### 記

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「安全で安定的な食の確保と、豊かな生活を守ることを使命として、社会に貢献します。」「技術革新による新たな価値の創造にチャレンジし、市場のニーズに応えます。」「公正で活力ある事業活動により全てのステークホルダーの信頼に応えます。」という基本理念を掲げ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「当社株主共同利益等」といいます。）の向上に努めております。

当社は、上記の基本理念のもと、日農グループビジョンに則り、継続的に中期経営計画を策定し、企業価値の継続的な向上に取り組み、株主の皆様をはじめ、顧客、お取引先、従業員等全てのステークホルダーの利益を重視しその信頼に応えられる企業を目指しております。

以上のようなステークホルダーの利益を重視した健全かつ持続的な成長・発展が、当社の経営にとって最も大切であること（以下、「当社の経営方針」といいます。）を株主の皆様にご理解いただくことが重要だと考えております。

上場企業である当社株券等は、自由な譲渡が認められており、当社の株主は、市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。したがって、当社は、当社の会社経営の支配権の異動を伴うような大規模買付行為に関する提案等に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。

しかし、当社は、上記の当社の経営方針に鑑み、短期的な利益を追求する特定少数の株主が、当社経営陣の賛同を得ることなく濫用的に当社株券等の多数を保有すること等により、当社の経営方針の決定や株価に影響が生じ、当社の顧客や、多数の一般株主の利益が害され、当社株主共同利益等が著しく損なわれる可能性がある場合には、そのような事態の発生を阻止するための相応な措置をとることを可能とする制度を整備し、一定の手續に従い、適切な対応策を講じることが必要であると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する当社の取り組みと本対応策更新の必要性等について

（1）基本方針の実現に資する当社の取り組み

### ①日農グループビジョン

当社グループの中核事業である農薬事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展などを背景とした食料需要の拡大から、グローバルな農薬市場は拡大傾向にあります。一方、国内では、農業従事者の高齢化、後継者不足の深刻化による耕作面積の減少、政府による農薬資材費低減方針などを背景に、農薬市場は漸減傾向が継続するものと考えられます。また、創薬難度の高まりと農薬登録要件の増加により、新規薬剤開発コストが増大し、開発期間が長期化しております。さらに、各国の農薬登録制度における要件の厳格化、ジェネリック農薬との価格競争、原材料費や委託製造費の高騰など当社グループを取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。

このような事業環境下、当社グループが厳しい競争を勝ち抜き、持続的に高い成長を実現するためには、「事業規模拡大」とそれを支える「財務基盤の強化」が必要であると認識し、当社の将来のありたい姿を描き、「日農グループビジョン」を策定いたしました。

【日農グループビジョン】

「Nichino Group - Growing Global 世界で戦える優良企業へ」

- ・作物保護や生活環境改善など、これまで農薬化学事業で培ってきた技術をさらに高めることにより人類の未来に貢献するグループを目指します。
- ・平成30年度には、売上高750億円を達成することを目指し、平成33年度には、売上高1千億円、最終的には世界でトップ10（売上高2千億円以上）に入る研究開発型企業を目指します。

## ②企業価値の源泉、向上

当社の事業は、農薬の研究・開発・製造・販売、及び医薬、動物薬等の農薬の周辺事業から構成されており、当社の経営には、昭和3年（1928年）会社創立以来蓄積された専門的知識・経験・ノウハウ、及び国内外の顧客等のステークホルダーとの間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。

また、基幹事業たる農薬の研究・開発には多大な時間と費用を要します。一般に化合物が製品化される確率は、十数万分の1、新農薬の誕生までには10年、100億円以上の投資が必要であるといわれております。その理由として、多数の組み合わせの中から、最適なものを選抜する優れた最先端の合成技術が必要であること、また、新規農薬化合物の実用化にあたって、国が定めた厳しい安全基準をクリアするため、複数年に亘る多種多様な安全性試験が必要となること等が挙げられます。さらには、新農薬の価値を最大化するために、実際の植物を利用した生物試験や、最小限の薬量で最大の効果を発揮するための優れた製剤技術等が必要です。このような状況下、当社は毎年売上高の約10%を目安に、研究開発投資を行ない、高い創薬確率の達成、維持、向上を目指しております。かかる高い創薬確率の達成、維持、向上を目指す中長期的な観点からの安定的な経営は、当社株主共同利益等の向上に繋がるものと考えております。

これら当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上させていくことは困難であり、また、かかる事業特性の理解に基づく中長期的な観点からの安定的な経営を行なうことは、当社の基本理念及び当社の経営方針に合致し、当社株主共同利益等の向上に必須であると考えております。

## ③中期経営計画

当社は、上記のグループビジョンに則り、平成28年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Advance to Growing Global 2018 (AGG2018) グローバル企業への前進」を策定しております。当社は、「新規農薬などの新たな価値を継続的に提供することによって社会に貢献する。」という理念のもと、「成長戦略の推進」と「収益の向上」を2本柱として、M&Aや提携、品目買収などの「事業拡大への取り組み」を実行し、事業規模を拡大します。

また、これらを実現するための「事業基盤の強化」に積極的に取り組み、中期経営計画やビジョン達成を目指してまいります。

### 1) 成長戦略の推進

「創薬力の強化」、「事業競争力の向上」、「グループ力の強化」

### 2) 収益の向上

「国内事業の収益力向上」、「コスト競争力の向上」、「経費の適正化」

### 3) 事業基盤の強化

「人材育成・活用」、「グローバル経営の基盤構築」

具体的には、以下に掲げる施策を着実に推進してまいります。

### ＜創薬力の強化＞

探索・開発方法の改善と要員強化により創薬力の質的向上・量的拡大を目指します。また、海外グループ企業とともに、海外での評価体制や登録取得体制を充実させるなどグローバルな

研究開発体制を強化し、自社開発品目の最速・最大化を目指します。

#### 《事業競争力の向上》

上記の自社新規品目の創出や各国での登録取得の加速によるポートフォリオ拡充に加え、コスト競争力の向上により自社開発品目の拡販を行ない、日農グループの収益最大化を目指します。

また、今後も市場が拡大することが見込まれる海外では、前中期経営計画で実施した海外拠点への出資に加え、重要な市場への拠点拡充を継続し海外事業の着実な成長に取り組みます。

加えて、緑化・非農耕地の農薬販売やシロアリ薬剤販売事業の強化に取り組み、医薬品事業の抗真菌剤の国内・海外での拡大を図ります。

#### 《グループ力の強化》

新たにグループ会社となった、インドHyderabad Chemical Pvt. Ltd.やブラジルSipcam Nichino Brasil S.A.との連携を深め、当社グループの一体運営を図ります。また、グループ間での取引拡大を進め、日農グループの収益拡大を目指します。加えて、日農グループのガバナンス体制の再構築や連結会計・内部統制の整備を行ない、グループ力の強化を図ります。

#### 《国内事業の収益力向上》

販社とのパートナーシップ強化により、自社開発品目の販売拡大に取り組みます。また、販売品目及び政策の見直しによる選択と集中を進め、当社資源の効率的な配置を図り、国内事業の収益力向上を目指します。

#### 《コスト競争力の向上》

当社及びグループ会社の株式会社ニチノーサービス、Hyderabad Chemical Pvt. Ltd.と生産機能の連携強化を図り、自社開発品目の販売競争力を高めるコスト低減に取り組みます。加えて、グローバルなサプライチェーン体制を整備し、グループの調達力強化を進めます。

#### ④コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンス徹底を経営上の最重要課題と認識し、それぞれの強化・徹底により、経営の効率性、透明性を高め、株主にとっての企業価値の向上を図っております。また、当社は、社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしております。

さらに、当社グループのコーポレートガバナンス体制に関しては、前回の更新以降、取締役会の監督機能強化及び経営の透明性の確保に加えて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という「攻めのガバナンス」の観点から、独立取締役を2名追加選任し、「日本農薬株式会社 コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しました。加えて取締役会の権限や報酬のあり方、取締役会の実効性を高める取り組みとして独立役員を過半数とするガバナンス委員会を設置するなど、さらなるガバナンスの強化に向け、継続的に取り組んでおります。

#### (2) 本対応策更新の必要性等

世界の農業を取り巻く環境は、今後も増加し続ける世界人口への食料確保に向けて、官民あがての食料戦略及び農業戦略が強化されているところであります。このような環境下、当社がその

収益基盤とする国内農業は農業従事者の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加等、生産構造の脆弱化に直面しております。また、農業資材である農薬は国内需要が伸び悩む中で販売競争が激化し、各社は海外農業事業へ収益基盤拡大を目指す方向にあります。

一方、当社が基本理念に基づいて日本を含む世界の農業に貢献するためには、新規農薬創出のための弛まぬ研究開発と登録維持、安全性確保のための多大な投資が不可欠です。このような事業環境下、各社が熾烈な競争下で収益の確保を目指す当業界は再編や統合の起こる可能性が高い環境にあると認識しております。

また、近時、当業界では海外でのM&Aも活発化しており、中長期的な当社株主共同利益等の向上が妨げられるような経営権獲得を目的とする買収者の出現も否定できない状況にあります。

当社には、既に発行済株式数の20%以上を保有する株主が存在します。当該株主は、現時点においては、当社と友好的な関係を構築しておりますが、財務及び事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っており、当該株主との間で当社株券等の継続的保有に関する契約等は締結しておりません。また、その他の当社の株主の構成は、当社の第117期事業報告15頁「Ⅱ. 会社の状況に関する事項（平成28年9月30日現在） 1. 株式に関する事項」のとおり多様に分布しております。したがって、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株券等が転々と譲渡されることは勿論のこと、その各々の事情に基づき今後当社株券等の譲渡その他の処分が行なわれる可能性は否定できません。当社は、当社株券等は自由な譲渡が認められていることから、大規模買付行為であっても当社株主共同利益等に資するものであればこれを否定するものではありませんが、当社取締役会の賛同を得ることなく突然大規模買付行為がなされた場合に、大規模買付者（3.（1）に定義します。以下同じです。）の提示する当社株券等の取得対価が妥当か否かを含め、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が短期間に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

また、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容等、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているかについても、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えております。

そこで、当社取締役会は、当社株主共同利益等の維持・向上を第一義に、一定の手続きに従い、適切な措置を講じることができるよう、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、現対応策に所要の修正を加えた上で、以下のとおり本対応策へ更新することを決定いたしました。

当社は、本対応策が、経済産業省及び法務省の策定に係る「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充たしており、また具体的には、当社取締役会からの独立性の高い社外監査役及び社外取締役等3名により構成される独立委員会等の、本対応策の客観性・合理性を担保する仕組み、本対応策更新後も本対応策が不要となれば当社取締役会決議等により廃止することができる仕組み等を含んでおり、

当社の基本方針に沿い、当社株主共同利益等に合致するものであって、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成28年9月30日現在における当社の大株主の状況は、当社の第117期事業報告15頁「Ⅱ. 会社の状況に関する事項（平成28年9月30日現在） 1. 株式に関する事項」に記載のとおりです。

### 3. 本対応策の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配され、当社株主共同利益等が毀損されることを防止するための取り組み）について

#### （1）本対応策の概要

当社は、当社株主共同利益等を維持・向上させるためには、当社株券等に対して大規模買付行為が開始された場合に、当該大規模買付行為について株主の皆様が大規模買付行為に応じるべきか否かにつき適切な判断が行なえるよう、大規模買付者（大規模買付行為を行なおうとし、又は行なっている者をいい、以下、「大規模買付者」といいます。）から必要かつ十分な情報が提供されること、また、検討のために必要かつ十分な時間が確保されること等が必須であると考えます。

そこで、本対応策は、そうした目的を達成するための手続を定めております（その概要は、別紙1）のフローチャートのとおりです。）。

#### （2）本対応策の対象となる大規模買付行為と本対抗措置（3.（6）に定義します。以下同じです。）発動の対象となる非適格者の定義

##### ア. 本対応策の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含みます。）（以下、「大規模買付行為」と総称します。）が、本対応策の対象となります。

- ① 当社が発行者である株券等（注<sup>1</sup>）について、その保有者（注<sup>2</sup>）の株券等保有割合（注<sup>3</sup>）が20%以上となる当該株券等の買付け（注<sup>4</sup>）
- ② 当社が発行者である株券等（注<sup>5</sup>）について、買付け（注<sup>6</sup>）を行なう者に係る株券等所有割合（注<sup>7</sup>）及びその特別関係者（注<sup>8</sup>）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け（注<sup>9</sup>）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行なう、（i）当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注<sup>10</sup>）に該当するに至るような合意その他の行為、又は（ii）当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、又はそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係（注<sup>11</sup>）を樹立する行為（注<sup>12</sup>）

(但し、当社株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。)

- 注<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者及び(ii) 当社株券等の保有者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関(以下、「契約金融機関等」といいます。)に該当する者は、同法第27条の23第5項の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 注<sup>4</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することとなる取引及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行なうことを含みます。
- 注<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本ア. ②において同じとします。
- 注<sup>6</sup> 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 注<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 注<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者及び(ii) 契約金融機関等に該当する者は、当該買付けを行なう者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注<sup>9</sup> 注<sup>6</sup>に同じです。
- 注<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 注<sup>11</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、又はそれらの者が共同若しくは協調して行動する関係」の有無の判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行なうものとします。
- 注<sup>12</sup> 本ア. ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行なうものとします。なお、当社取締役会は、本ア. ③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### イ. 本対抗措置発動の対象となる非適格者の定義

当社は、当社株主共同利益等を著しく損なうおそれの存するような大規模買付者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するには不適切な者と考えます。具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、又はこれらの者と共同若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者等（以下、「非適格者」といいます。）が、当該不適切な者に該当するものと考えます。当社は、かかる非適格者に対して、本対抗措置を発動する場合があります。

以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付者は非適格者に該当すると考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行なっている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを主たる目的として当社の経営に参加する場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、大規模買付行為を行なおうとしている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させてその処分利益をもって一時的な高配当をさせ、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等を高値で売り抜けようと企図している場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合に、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、あるいはこれを明確にせず、又は将来の当社株券等の上場廃止等その流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行ない、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものである等、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法によるものである場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他当社の利害関係者の利益を含む当社株主共同利益等を著しく損なうことが予想されたり、当社株主共同利益等の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

### (3) 大規模買付ルールの設定

当社株主共同利益等のため、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行なわれるものとします。この大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii) 本対応策に別段の定めがない限り、(7) ②の株主総会最終後に大規模買付行為を開始する、というもので、①意向表明書 ((4) ①に定義します。以下同じです。) の提出、②大規模買付者に対する情報提供の要求等、③当社取締役会による検討 (取締役会評価期間 ((4) ③に定義します。以下同じです。) の設定等) の3つから構成されま

### (4) 大規模買付ルールの内容

#### ①意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社取締役会宛に、「大規模買付ルール」に従うことを当社取締役会に対して誓約する旨の文言を含む「意向表明書」(使用言語は日本語に限ります。記載項目の一部は、(別紙2)のとおりです。また、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書面を添付していただきます。)をご提出いただくこととします。当社取締役会は、受領後直ちに意向表明書を独立委員会 ((5) の独立委員会をいいます。以下同じです。) に提出します。

当社は、意向表明書に関して、当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

#### ②大規模買付者に対する情報提供の要求等

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から原則として5営業日以内に、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当初提供していただいた情報のみでは不足していると当社取締役会又は独立委員会が考える場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります (追加的に提供された情報も含め、以下、「大規模買付情報」といいます。大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。大規模買付情報の項目は、(別紙3)のとおりです。)

当社取締役会は、大規模買付情報を受領後直ちに独立委員会に提供します。

当社は、当社取締役会が大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、各過程における判断及び決定にあたって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

#### ③当社取締役会による検討 (取締役会評価期間の設定等)

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、大規模買付者による大

規模買付行為に関する判断の難易度等に応じて、①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、②その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれも、当社取締役会が大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします。）を、当社取締役会による当該大規模買付行為についての評価、検討、交渉、賛否の意見の形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、当該大規模買付情報に基づき、当社株主共同利益等の向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行なうものとしします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記（7）に記載の勧告を行なうに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に本対抗措置の選択・発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとしします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及び同期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応策に別段の定めのない限り、（7）②の株主総会終結後に開始することができるものとしします。

#### （5）独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるため本対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行ないますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置することとしします。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役・社外監査役（それらの補欠者を含みます。）、社外の有識者の中から選任されるものとしします。

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき対抗措置を発動するか否か等についての勧告を行ない、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとしします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担するものとしします。

当社取締役会において選任され、本対応策更新に際して独立委員会の委員に就任する予定の3名の氏名及び略歴は（別紙4）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行ないます。

#### (6) 本対抗措置の具体的内容

本対応策における当社の対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当て（以下、割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）であり、その他法令及び定款により当社取締役会の権限として認められる措置も含まれます（以下、本新株予約権の無償割当てを含め総称して「本対抗措置」といいます。）。

本対抗措置として行なわれる本新株予約権の無償割当ての概要は、（別紙5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、（i）非適格者による新株予約権の行使は認められないとの差別的行使条件、（ii）非適格者以外の者が所有する本新株予約権のみを当社普通株式と引き換えに当社が取得することができる旨を定めた差別的取得条項等、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項等を設けることとします。

#### (7) 本対抗措置発動の手続－独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

当社取締役会が本対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、独立委員会の勧告を得、その勧告を最大限尊重するものとします。

まず、当社取締役会は、本対抗措置の発動を判断するにあたり、事前に独立委員会に対して意向表明書及び大規模買付情報等を提供して、本対抗措置の発動の是非について諮問します。独立委員会は、同諮問に基づき、必要に応じて当社及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で（なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担するものとします。）、次に述べるとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して本対抗措置の発動の是非について勧告を行いません。

当社取締役会は、意向表明書及び大規模買付情報等に基づき、必要に応じて当社から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社株主共同利益等に与える影響等を評価・検討等した上で、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

#### ①大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付者が、当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）、当社取締役会が大規模買付ルールの遵守等を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該要求が充たされないときには、当社取締役会は当該大規模買付者を、当社株主共同利益等を著しく損なう非適格者に該当するものとみなし、独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択し発動することとします。また、当社は、大規模買付者による大規模買付ルール不遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断の内容及び理由等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動に関する当社取締役会決議の結果等を、速やかに大規模買付者に通知するものとします。

#### ②大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として、本対抗措置を発動しないものとします。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者が当社株主共同利益等を著しく損なう非適格者と認められる場合には、原則として、当社取締役会は、独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会がその時点で相当と判断した対抗措置を選択することとします。その発動に際しては、原則として、当社株主総会を開催し、その普通決議による承認を求めるといたします（この場合に当社株主総会の承認が得られなかったときには、本対抗措置は発動いたしません。）。但し、時間的制約等により当社株主総会開催が困難な状況にある等の例外的な場合には、当社取締役会決議により当該対抗措置を発動することがあります。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付ルール遵守の事実、独立委員会の勧告の内容、当社取締役会の判断の内容及び理由、株主総会の開催の有無並びに開催日時及び場所等を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

当社取締役会は、本対抗措置の発動又は不発動に関する当社株主総会決議又は当社取締役会決議の結果等を、速やかに大規模買付者に通知するものとします。

#### (8) 独立委員会及び当社取締役会による再検討

当社取締役会が、(7) ①又は②記載の手に従い、その時点で相当と判断した対抗措置の発動を決定した場合若しくは発動した場合又は対抗措置の不発動を決定した場合であっても、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は(ii) 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を発動・維持・不発動することの是非について、具体的事情を示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて当社から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得つつ、本対抗措置の発動又は中止若しくは撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を発動・中止・撤回することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行いません。当社取締役会は、当社株主共同利益等の向上という観点から本対抗措置を発動・中止・撤回するか否かについて判断するにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における当該対抗措置の廃止の決定等を行なうことができるものとします。

なお、かかる再検討に関する開示手続やその後の手続は、(7) ①又は②に準じるものとします。

#### 4. 本対応策の更新、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本対応策は、本定時株主総会における株主の皆様によるご承認を条件に更新が決定され発効し

ますが、その有効期間は平成31年12月開催予定の平成31年9月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会又は②当社取締役会により、本対応策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、当社株主共同利益等の向上の観点から、本対応策に違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の機会においても、必要に応じて本対応策を見直し、又は変更する場合があります。なお、本対応策は平成28年11月14日現在施行されている法令等及び金融商品取引所規則の規定を前提としておりますので、同日以後、法令等及び金融商品取引所規則の新設または改廃等により本対応策の規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令等及び金融商品取引所規則の趣旨に従い、かつ、本対応策の基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本対応策の文言を読み替えることとします。

本対応策の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

また、平成31年9月期に係る定時株主総会の終結後における本対応策につきましては、必要な見直しを行なった上で、本対応策の継続、更新の可否又は新たな内容の対応策の導入等に関して、株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

## 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応策における本対抗措置の選択・決定・発動時に具体的な対抗措置が株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同利益等を守ることを目的として、本対応策における具体的な対抗措置を選択・決定・発動させる場合には、適用ある法令等及び金融商品取引所規則等に従って、その内容等を適時適切に開示します。

本対応策更新時、及び本対抗措置発動時には、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、非適格者と認定された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者に上記不利益が発生する可能性があることにつき予め注意を喚起するものです。

(2) 本新株予約権の無償割当てが選択・決定・実施された場合における株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行なわれませんが、本対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択・決定・実施された場合、当社取締役会が別途定める割当てのための基準日（以下、「基準日」といいます。）における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式数に応じて無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、当社普通株式1

株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社普通株式全体の価値及び議決権の希釈化は生じないため、株主の皆様がその保有する当社普通株式に係る法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、非適格者と認定された場合、本新株予約権の無償割当てが選択・決定・実施された場合には、結果的に、その保有する当社普通株式に係る法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

もっとも、株主の皆様が、割り当てられた本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決議により、下記（３）②に記載する手続により、非適格者に認定されない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行なった場合、非適格者に認定されない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社普通株式１株当たりの価値及び議決権の希釈化は生じませんが、保有する当社普通株式全体の価値及び議決権の希釈化は生じません。

当社取締役会において、本対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択され決議がなされ、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、当社は効力発生日の前日までの間に本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社普通株式１株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社普通株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### （３）本新株予約権の行使及び取得の手続

本新株予約権の無償割当てがされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

#### ①本新株予約権の無償割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行なうことを決議した場合、当社は、基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行なわれる場合には、申込みの手続は不要であり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当社取締役会が別途定める本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

#### ②本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約

権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円以上で当社取締役会が別途定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株以下で当社取締役会が定める数（交付される株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることとなります。但し、非適格者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、あらかじめご注意ください。

他方、当社が非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権を取得する旨を決定する場合は、法定の手續に従い、当社取締役会の決議を行ない、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。この場合、かかる取得の対象となった株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当該株主の皆様には、別途本人確認のための書類のほか、ご自身が非適格者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。

これらの手續の詳細につきましては、当社は、実際にこれらの手續が実施される際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

## **6. 本対応策の合理性（当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由）**

当社取締役会は、以下の理由により、本対応策が基本方針に沿い当社株主共同利益等に合致するものであって、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

なお、本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。さらに、本対応策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」等も踏まえて設計されているものです。

### **（1）当社株主共同利益等の確保及び向上**

本対応策は、前記1.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載したとおり、当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる際、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、株主の皆様が必要かつ適切な情報の提供を受けた上でその自由な意思に基づいて判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否を決定し、あるいは代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当

社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社株主共同利益等を確保、向上させる目的をもって更新されるものです。

#### (2) 株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）

本対応策は、本定時株主総会における株主の皆様によるご承認を条件に更新が決定され発効しますが、その有効期間は、平成31年12月開催予定の平成31年9月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。平成31年9月期に係る定時株主総会において、本対応策の継続、更新に関し、改めて株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、前記4.「本対応策の更新、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本対応策を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、その意味で、本対応策の更新及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

#### (3) 事前の開示

当社は、本対応策につき、株主、投資家及び大規模買付者の皆様に対し、その予見可能性を高め、皆様に適正な選択の機会を確保するため、平成28年11月14日付の当社プレスリリースにおいて、本対応策を開示しております。当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い必要な事項について適時適切に開示します。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応策の更新にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を客観的に行なう機関として独立委員会を設置します。

実際に大規模買付者が出現した場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社株主共同利益等を著しく損なうか否か等を検討し、本対抗措置の発動及び中止等の運用に関する勧告を行ないます。当社取締役会はその勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、本対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の取締役会決議等を行なうこととします。その決議に至る判断の概要について、当社は適時適切に開示します。

これにより、当社株主共同利益等にかなうように本対応策の運営が行なわれる仕組みが確保されております。

#### (5) 合理的な客観的要件の設定

本対抗措置は、上記3. (7)「本対抗措置発動の手続－独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないようにその手続が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) 社外の独立した専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、独立した第三者的立場の専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとし（なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる場合を除き、全て当社が負担するものとします。）、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

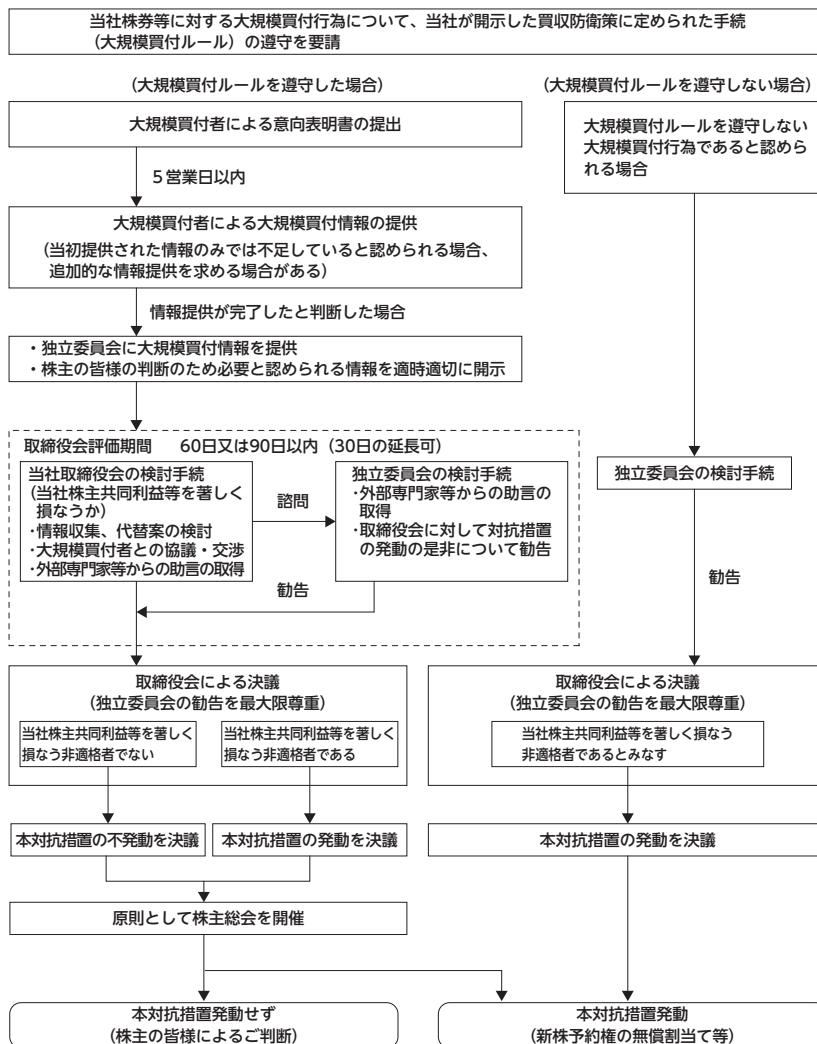
(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.「本対応策の更新、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について」に記載したとおり、本対応策は、株主総会で選任された取締役を構成員とする当社取締役会決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期につき期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、対抗措置発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 当社株券等の大規模買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本対応策の手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

意向表明書の記載項目

- ① 大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店所在地
- ② 大規模買付者の国籍又は設立準拠法
- ③ 大規模買付者が法人である場合は、その代表者の氏名（資格証明書添付）
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数
- ⑦ 大規模買付ルールに従う旨の誓約等

以 上

## 大規模買付情報の項目

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関係会社、共同保有者、特別関係者並びに（大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は）組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行なっている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行なうことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為による取得を予定する当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行なうことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡が存在する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付けの対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付けの資金の調達状況及び資金調達先の概要（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。））を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的な取引の内容を含みます。）
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）

- ⑧ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客等その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑩ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑪ 大規模買付者及びそのグループとの反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無（直接的であると間接的であるとを問いません。）及びこれらに対する対処方針
- ⑫ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

以 上

## 別紙 4

**独立委員会の委員の氏名及び略歴**

- 〔氏名〕 松井 泰則 (当社 社外取締役 大学教授)  
〔略歴〕 平成 7 年 4 月 立教大学経済学部経営学科教授  
平成18年 4 月 同大学経営学部国際経営学科教授  
平成19年 3 月 博士 (会計学) (立教大学)  
平成20年 4 月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 (MBA) 委員長  
平成24年 4 月 同大学経営学部長  
平成26年12月 当社社外取締役 (現職)  
平成28年 4 月 立教大学経営学部経営学科教授 (現職)
- 〔氏名〕 戸井川 岩夫 (当社 社外取締役 弁護士)  
〔略歴〕 平成 3 年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会)、渡部喜十郎法律事務所入所  
平成13年 7 月 戸井川法律事務所開設  
平成18年 5 月 日比谷 T & Y 法律事務所開設 (現職)  
平成23年12月 当社社外監査役  
平成27年12月 当社社外取締役 (現職)
- 〔氏名〕 中田 ちず子 (当社 社外監査役 公認会計士、税理士)  
〔略歴〕 昭和59年 3 月 中田公認会計士事務所設立 (現職)  
平成 8 年 7 月 有限会社中田ビジネスコンサルティング (現株式会社中田ビジネスコンサルティング) 設立、代表取締役 (現職)  
平成27年12月 当社社外監査役 (現職)

なお、上記三氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

以上

## 本対抗措置の一つとしての本新株予約権の無償割当ての概要

1. 本新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で本新株予約権を割当てます。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）は1株以下で当社取締役会が定める数とします。但し、当社が基準日以降に株式分割、株式併合、合併又は会社分割等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。
3. 発行する本新株予約権の総数  
本新株予約権の割当総数は、基準日における当社発行済株式総数と同数以上で、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行なうことがあります。
4. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において別途定める日とします。
5. 各本新株予約権の払込金額  
無償
6. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。
7. 本新株予約権の譲渡制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとします。
8. 本新株予約権の行使条件  
非適格者と判断された者による権利行使を認めないこと等を、差別的な本新株予約権行使の条件として定めることがあります。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会の決議に従い、非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を付すことがあります。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、非適格者以外の本新株予約権者が所有する本新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該本新株予約権1個につき交付株式数の当社普通株式を交付する旨の定めを設けます。

## 10. 本新株予約権の無償取得事由（当該対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じた場合は、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

- (1) 株主総会において、大規模買付者からなされた、更新された本対応策の廃止提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による勧告があった場合
- (3) その他当社取締役会が必要と認める場合

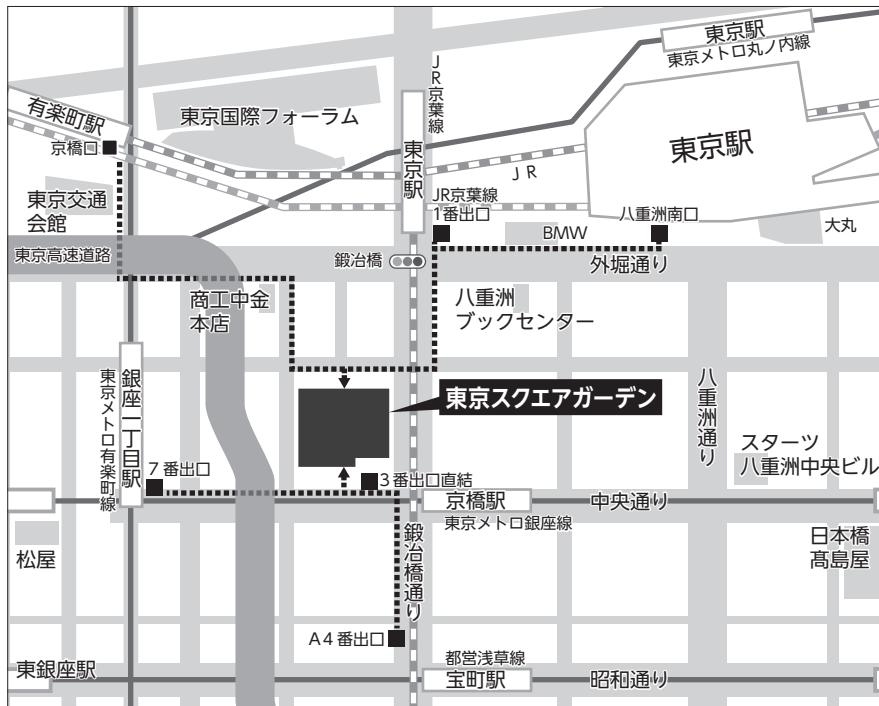
## 11. 本新株予約権の行使条件等

本新株予約権の行使条件、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

以 上

# 株主総会 会場 東京スクエアガーデン 5階 会場ご案内図 東京コンベンションホール 大ホール

東京都中央区京橋三丁目1番1号



## 最寄り駅

東京メトロ銀座線  
**京橋駅3番出口直結**

東京メトロ有楽町線  
**銀座一丁目駅  
7番出口より徒歩2分**

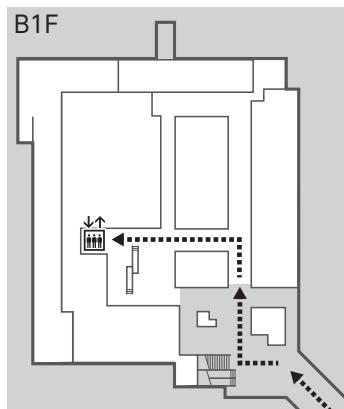
都営浅草線  
**宝町駅  
A4番出口より徒歩2分**

JR  
**東京駅  
八重洲南口より徒歩6分  
京葉線1番出口より徒歩4分**

**有楽町駅  
京橋口より徒歩6分**

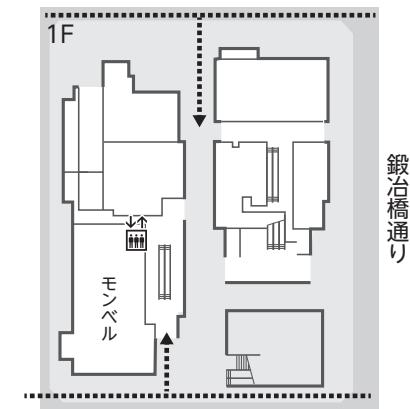
※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

## ■入口詳細図



東京メトロ銀座線「京橋駅」3番出口直結

JR「有楽町駅」より JR「東京駅」より



東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」より 鍛冶橋通り 都営浅草線「宝町駅」より



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

